

公益財団法人琉球大学後援財団
琉球大学開学70周年記念事業（公益目的事業2）
「国際交流シンポジウム」 2021年度実施要項

2021年3月11日制定

1. 趣 旨

本事業は、琉球大学開学70周年記念事業として、琉球大学とアジア・太平洋地域の大学の教育研究成果について、大学間はもとより地域の人々との共有を図りつつ、持続可能な社会づくりに資することを目的とした事業（国際交流シンポジウム）に対し、経費の一部を補助するものである。

2. 助成金の原資及び支給額上限

本事業は、琉球大学開学70周年記念事業募金を原資とし、単年度の助成とする。助成金の支給額上限（500万円）については、琉球大学後援財団の2021年度事業計画において同財団理事会及び評議員会で決定する。

3. 実施計画及び助成希望額の提出

琉球大学後援財団理事長は、琉球大学長へ実施計画及び助成額の希望について申請書（様式1）の提出を依頼する。琉球大学長は、実施計画及び助成希望額を記載した申請書を作成し、琉球大学開学70周年記念事業推進委員会の決定を踏まえ、琉球大学後援財団へ提出する。

4. 助成の決定及び通知

琉球大学後援財団は、琉球大学長から提出された申請書について、琉球大学後援財団に置く琉球大学後援財団学術研究助成事業委員会で審議し、琉球大学後援財団理事会で決定する。助成の決定後は、琉球大学後援財団理事長から琉球大学長へ速やかに通知する。

5. 給付等の手続き

- (1) 当該事業の申請者（代表者）は、別紙1の「受給申請書」を琉球大学後援財団事務室（琉球大学大学本部棟1階 内線2014 外線098-895-5793）へ提出すること。
- (2) 琉球大学後援財団は、受給申請書を受領後、助成金を給付する。
- (3) 採択事業について変更が生じた場合は、速やかに琉球大学後援財団理事長へ報告し、承認を受けなければならない。
- (4) 採択事業が当該年度内に当該事業の実施が不可能になる場合は、速やかに琉球大学後援財団理事長へ「辞退届」（様式任意）を提出すること。
- (5) 採択事業が取り消された場合、助成金は返金しなければならない。

7. 報告書等の提出

助成を受けた者は、当該事業の終了後1ヶ月以内に別紙の報告書（様式2）を作成し、関係資料を添えて、琉球大学後援財団理事長へ一部提出すること。